

12 生徒規定

1. 学業

- (1) やむをえず欠席・欠課・早退をしなければならない場合は、担任に申し出ること。突然の場合には当日始業までに保護者より連絡すること。
- (2) 休業のときは教務部の指示に従うこと。

2. 試験心得

- (1) 開始後15分を越えて遅刻した場合は受験できない。
- (2) 名簿順、または指定された座席に着席すること。
- (3) 机の中には一切物が入っていない状態にすること。試験開始5分前には、不必要なものはすべてカバンに入れ、指定された場所に置くこと。試験中、机の中に何か入っているようなことがあれば、筆記用具であっても不正行為とみなす。
- (4) 机上には筆記用具(鉛筆・シャープペンシル・消し具・シャープペンシルの芯(ケース入り可))以外置かないこと。机の落書きは消しておくこと。鼻炎・風邪等でティッシュペーパーが必要な場合はケースから出し、ティッシュペーパーのみを机上に置くこと(机の中には入れない)。
- (5) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末は、電源を切りカバンに入れておくこと。
- (6) 考查中の筆記用具の貸し借りは禁止する。
- (7) ひざかけ・座布団などについては、試験中原則使用を認めない。ただし、体調面等で必要な場合は、監督に申し出ること。
- (8) 終了時間まで教室を出てはならない。
- (9) 不正行為があった場合は、該当試験を0点とする。

3. 生徒会

- (1) 生徒会は学校の指導のもとに、充実した学校生活を営むために自治的活動をする組織である。
- (2) 生徒会役員や委員は、十分に自覚してその責任を果たすよう努力する。
- (3) 生徒は自ら選んだ役員や委員と協力して、生徒の自主的活動を大切にし、発展させていくよう努力する。

4. 通学について

通学については、徒歩・自転車・公共交通機関によるものとする。

5. アルバイト

- (1) アルバイトについては、就業の目的が明確で妥当性があり、かつ学業に支障のない範囲において許可することがある。
- (2) アルバイトをしようとする場合は、保護者と十分に話し合い、担任・専攻教員（1年生を除く）とも相談したうえで、学校の許可を得なければならない。
- (3) 仕事の内容が健全なものであること。夜遅くなるもの、遊興的なもの、危険なものなどをしてはならない。
- (4) 上の(1)～(3)に該当する場合、担任・専攻教員（1年生を除く）の承認を受けたうえで所定の届を学校に提出すること。
- (5) 要件を満たさなくなった場合は、学校が保護者・本人と相談の上、許可を取り消す。

6. 旅行

旅行は保護者の許可なくして行ってはならない。旅行するときは、行先・日程・同行者名などを保護者に伝えること。また保護者の同伴がなく宿泊を伴う旅行をする場合は、学校（担任・生活部）に所定の旅行届を提出すること。

7. 配布物・掲示物など

- (1) 校内における配布物および掲示物は、担任または担当教員の許可を得て、生活部に届ける。
(掲示物の枚数は原則10枚以内とする。ホームルームの掲示は除く)
- (2) 掲示場所は生活部の指示に従うこと。掲示期間が終われば、責任者はすみやかに始末すること。
- (3) 配布物については日時、場所を事前に届け出て、配布後は後始末を行うこと。

8. 所持品

- (1) 所持品には必ず記名すること。特に貴重品の保管は厳重にすること。
- (2) 貴重品の所持は必要最小限度にとどめるとともに、ロッカーに鍵をかけて保管するなど 厳重に自己管理を行うこと。
- (3) 生徒証を常に携帯すること。生徒証を紛失したときは、ただちに担任を通して生活部に届け出て、再交付を受けること。
- (4) 所持品を紛失または拾得したときは、すみやかに生活部に届け出ること。

9. 教室使用

- (1) ホームルーム教室を放課後等使用するときは、その教室の担任に届け出て許可を得ること。
- (2) 他の教室を使用する場合も、事前にその教室の管理を行う教員の許可を得て、その指示に従うこと。

10. 保健室利用

- (1) 保健室は、体調不良やけがの応急処置、健康診断、健康相談、カウンセリングなど、一人ひとりのからだと心の健康、発達への支援をするところである。教員の指示に従って利用すること。
- (2) 保健室での休養は、1 時間を目安とする。
- (3) 授業時間内の保健室利用は、欠課となる。
- (4) 内服薬は使用しない。

11. グラウンド使用

- (1) グラウンド、体育館は京都市立芸術大学と共用であり、以下のように取り決めている。

【昼休み】グラウンド … 月・木・金曜日のみ使用可能 / 体育館…使用不可

【放課後】グラウンド・体育館 … クラブ活動及び特別活動のみ

月～金午後6時まで使用可能（完全下校は17:40）

※行事等で学校が許可を取って使用する場合がある。

- (2) 球技は禁じる。
※ただし、体育時に教員付添のもとで行われる一部の球技については認める。
- (3) ロングホームルーム時にクラス単位でグラウンドを使用するときは、事前に生活部に届け出て、許可を得ること。

12. 学校アカウント・校内ネットワーク生徒利用規程

学校アカウント・校内ネットワークの使用については、別に定める「学校アカウント・校内ネットワーク生徒利用規程」を遵守し、情報モラルを積極的に高めながら利用することに努める。

13. 登下校

8時25分までに登校し、決められた時刻までに下校すること。

14. 外出許可

登校時より授業終了時まで許可なしの外出を禁止する。「外出許可書」持参に限り外出することができる。許可条件は、入学願書の出願など、やむを得ない事情のある場合に限る。

ただし、京都市立芸術大学と共有使用しているグラウンド・体育館・食堂（学校が許可した施設）には、原則「外出許可証」の提出は必要としない。※このみ検討中

15. 自転車通学

自転車による登下校は許可制とする。（詳細は生活部へ）

- (1) 交通安全講習会を必ず受講し、決められたルールを守ること。
- (2) 鍵を必ずかけること。
- (3) 許可シールを貼ること。
- (4) 校内での所定の場所に置くこと。

16. 生徒懲戒規程

京都市立高等学校管理運営規則に則り生徒懲戒規程を定める。

- (1) 校長および教員は、本校の規則に違反し、教育上必要があると認められるときは、生徒に懲戒を加えることができる。
- (2) 懲戒はこれを次のように定める。
①退学 ②停学 ③訓告 ④謹慎 ⑤訓戒
- (3) 懲戒の対象となるのは以下の通りである。飲酒、喫煙、暴行傷害、窃盗、器物破損、授業妨害、指導不服従、暴言、怠学、試験時の不正、その他各種の規定に対する違反行為、本校生徒として恥ずべき行為、規律を乱す行為。
- (4) 懲戒のうち、退学、停学、訓告、謹慎の処分は、校長が行う。
- (5) 生徒に懲戒（訓戒を除く）を加える際は、生活部長、学級担任、学年主任、専攻教員立合いの上、校長より当該生徒に申し渡す。その際、必要に応じて当該生徒の保護者の同席を求める場合がある。

17. 身なりについて

「身なり」については、学校生活にふさわしいものを各自が家庭で十分に話し合い、適切に判断すること。また、安全面を十分考慮した服装を着用すること。

- (1) 学校生活にふさわしいものとは、「学習活動に支障がないもの」、「各行事などの性質に応じたもの」を指す。
- (2) 安全面を十分考慮した服装とは、「ケガに結びつかない」、「非常時にすばやく移動できる」、

「健康を害さない」ことなどを指す。

(補足事項)

- ・教科・科目・行事の特性上、アクセサリ類を外すことが求められている場合は、それに従うこと。
- ・「過度な露出」「大き過ぎる・多すぎるアクセサリ類」、「耳以外のピアス」、「ハイヒール」などは、上記(1)、(2)に当てはまらないと判断されるため認めない。
- ・上靴は、ゴム底であること、ヒールが高くないこと、かかとが覆われているものに限る。(クロックスやスリッポンはかかとが覆われていないため禁止。)

※「身なりについて」改定の手続について(追記)

- (1) 生徒の意見をもとに生徒会執行部・校則検討委員が生活部と相談のうえ見直し案を作成する。
- (2) 教職員で議論する。生徒と教職員間で合意形成がされない場合は、生徒会執行部・校則検討委員と生活部で再度協議する。
- (3) 生徒会執行部・校則検討委員と生活部で見直し案の策定をする。必要に応じて PTA や学校運営協議会の委員からも意見を聴取する。
- (4) 見直し案をもとに、校内で試行実施・検証をする。
- (5) クラスで議論をする。最終案を生徒会執行部・校則検討委員と生活部が作成し、学校長の承認を得る。
- (6) 生徒総会を開き、全校生徒に説明後、投票で採決を行う。全校生徒の 2/3 以上の賛成で可決とする。
- (7) 学校長が制定する。学校ホームページ等に公表する。

※生徒総会では、見直し案についてどのような意見集約や議論を経て校則を変えたのか、その必要性や合理性を説明する。

※生徒と教職員が共通理解をすることが大切である。また、意見が分かれた項目でも、生徒の総意として主体的に決めたものであることを確認しておく必要がある。